

個人番号（マイナンバー）を独自利用する事務の追加について

1 独自利用する事務の追加に関する経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項では、社会保障等番号法で規定している事務のほか、これらに類する事務について、地方公共団体が条例で定めることにより、必要な範囲で個人番号を利用することができる（以下「独自利用事務」という。）と規定している。

本区では平成28年1月からの個人番号（マイナンバー）利用開始に向けて、平成27年9月に「目黒区個人番号の利用に関する条例」を制定し、区の独自利用事務を定めるとともに、平成27年8月及び平成28年2月に情報連携の対象となる独自利用事務の事例が示されたことから、平成28年第1回及び第2回区議会定例会において条例を改正し、独自利用事務の追加を行った。

この度、平成28年6月29日に個人情報保護委員会から、情報連携の対象となる独自利用事務の事例の更なる拡大が示され、当該事例に係る事務について、平成29年7月から情報連携を開始するためには、必要な規定整備を平成28年第3回区議会定例会までに行う必要があるものとされた。

こうした国の動きを踏まえて、本区においても更なる区民の利便性向上や事務の効率化を図るため、新たに拡大された独自利用事務の事例について検討を行った。

2 追加する独自利用事務

検討の結果、以下の事務について「目黒区個人番号の利用に関する条例」別表に追加するよう、必要な手続きを行うこととする。

- (1) 緊急一時保育に関する事務
- (2) 延長保育に関する事務

なお、上記の事務は、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、番号法別表1及び2に規定がある事務であるが、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）が整備されていないため、独自利用事務として地方公共団体が条例を制定すること等により、当面の措置として情報連携が可能となるよう、個人情報保護委員会が整理した事務である。

3 今後の予定

8月 第3回区議会定例会に「目黒区個人番号の利用に関する条例」改正案提案
以 上

個人情報保護委員会で示された情報連携の対象となる独自利用事務の事例

- 1 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九の項）に準ずる独自利用事務

事例 ア 子どもの医療費助成に関する事務
 イ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務
 ウ 上記ア又はイに類する事務

- 2 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十及び十一の項）に準ずる独自利用事務

事例 障害児通所給付費等の支給に関する事務又はこれに類する事務

- 3 児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十及び十一の項）に準ずる独自利用事務

事例 障害福祉サービスの提供に関する事務又はこれに類する事務

- 4 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十八の項）に準ずる独自利用事務

事例 予防接種に係る実費の徴収に関する事務又はこれに類する事務（法定事務に係るものを除く。）

- 5 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の二十六の項）に準ずる独自利用事務

事例 通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

- 6 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十一の項）に準ずる独自利用事務

事例 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

- 7 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十七の項）に準ずる独自利用事務

事例 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

- 8 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の五十四の項）に準ずる独自利用事務

事例 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

9 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の五十七の項）に準ずる独自利用事務

- 事例 ア ひとり親等の医療費助成に関する事務
イ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務
ウ 上記ア又はイに類する事務

10 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十三の項）に準ずる独自利用事務

事例 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務又はこれに類する事務

11 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十五の項）に準ずる独自利用事務

- 事例 ア ひとり親等の医療費助成に関する事務
イ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務
ウ 上記ア又はイに類する事務

12 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十七の項）に準ずる独自利用事務

- 事例 ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務
キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

13 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の七十四の項）に準ずる独自利用事務

事例 子どもの医療費助成に関する事務又はこれに類する事務

14 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十四の項）に準ずる独自利用事務

- 事例 ア 高齢者の医療費助成に関する事務
- イ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務
- ウ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））
- エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十七の項）に準ずる独自利用事務

事例 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務又はこれらに類する事務

16 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百六の項）に準ずる独自利用事務

事例 学資の貸与に関する事務（高校・大学等）又はこれに類する事務

17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百八の項）に準ずる独自利用事務

- 事例 ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
- ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
- エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
- オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
- カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務
- キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

18 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十三の項）に準ずる独自利用事務

- 事例 ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務
- イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務
- ウ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）
- エ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務
- オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

19 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十六の項）に準ずる独自利用事務

事例 ア 保育所保育料の減免・免除に関する事務

- イ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務
- ウ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
- エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

20 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百二十の項）に準ずる独自利用事務

- 事例
- ア 難病患者の医療費助成に関する事務
 - イ 不妊治療費用の補助に関する事務
 - ウ 上記ア又はイに類する事務

個人番号を独自利用する目的

	事務根拠	所管課	利用目的
1	目黒区立保育所緊急一時保育事業実施要綱	保育課	本事務については、転入者の場合、前住地の税情報が必要となる。情報提供ネットワークで情報照会ができれば証明書の提出が不要となり、申請者の利便性が向上する。
2	目黒区立保育所延長保育実施要綱	保育課	本事務については、区外在住者の場合、生活保護情報又は税情報が必要となる。情報提供ネットワークで情報照会ができれば証明書の提出が不要となり、申請者の利便性が向上する。